

憲法の勉強を始めよう
—憲法の学び方を考える—

開倫塾
塾長 林 明夫

Q：安倍首相が、5月3日の憲法記念日に、日本国憲法の改正を2020年に成し遂げるという意思を表示しました。国民としてどうしたらよいとお考えですか。

A：日本国憲法の第96条では、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」とし、国民による承認は国民投票において「その過半数の賛成を必要とする」と定めています。

改正手続きが定められているということは、日本国憲法は改正を前提に制定されていることを意味します。

国政の最高責任者である安倍首相が、憲法制定70周年の本年、憲法改正の必要があると判断し、国民にその意思表示をしたのですから、真摯に受け止めるべきと考えます。

Q：国民はどうしたらよいか、具体的にお話ください。

A：安倍首相は、2020年という期限を切り、安倍政権と自らの政治生命をかけ、国民に憲法改正の意思表示をしたのですから、今後、国会での国論を二分するような激しい議論がなされることが予想されます。

何らかの形で憲法改正の議論に加わることを希望する方は、ご自分のお考えを積極的に表明なさり、公民としての社会的責任を果たすべきと考えます。

Q：日本国憲法改正の国民投票があった場合には、どうしたらよいのですか。

A：それまでに、憲法改正についてのご自分のお考えをしっかりとまとめになり、良心にそって賛否の投票をなさること。これ以外に考えられません。

Q：憲法改正の国民投票ですか。難しそうで、あまり興味がわきませんね。

A：憲法は、国の最高法規で、日本の国のあり方や日本国民一人一人の権利義務の基本を定めるものですから、難しい、興味がわかないなどといってはられません。

Q：では、どうしたらよいのですか。

A：小学生は6年生の社会科で、中学生は3年生の公民で、高校生は現代社会と政治経済で、それぞれ、学年に応じた日本国憲法の学習をしています。

それらの教科書や参考書を身近に置き、ぜひ、条文を参照しながら、ゆっくりとお読みになることをお勧めいたします。(社会人のための憲法の本もたくさん出版されています。)

大学などで法学概論や日本国憲法の授業をおとりになった方は、授業の教科書や参考文献、授

業ノートなどをもう一度読み直されることをお勧めいたします。

放送大学には日本国憲法の講座があり、非常に充実しています。テキストを手元に置き、ご視聴なさることをお勧めいたします。

お近くにある大学で憲法の授業を単位聴講することも、素晴らしいと考えます。

Q：なぜ、憲法についての勉強をすることが大切なのですか。

A：これから予想されるのは、日本国憲法を改正すべきか否かについての、国論を二分するような激しい議論です。

憲法改正の国民投票が行われる場合には、さらに激しい議論が予想されます。

そこで、主権者である国民の一人として、憲法とは一体どのような法であるかについての基礎知識を身につけ、憲法改正について自分の力で考え、行動するほうがよいと考えるからです。

Q：新聞や雑誌、TVやラジオでも、憲法改正の大特集が始まりましたね。

A：ジャーナリズムの社会的使命、存在意義は、「社会の番犬 (Watch Dog)」、つまり、社会的課題の存在の摘示をすることで、社会に警鐘を鳴らすことです。

憲法改正は国家の運命を決するものですから、改正案の内容や改正プロセスの問題点について大特集を組み、厳しい指摘をすること、当然と考えます。

いくつかのメディアを大いに活用し、憲法改正の動きに注意を払いたく思います。

Q：それではお聞きしますが、林さんはどのように憲法を学んだのですか。

A：小学校 4 年生の時に、クラス担任の先生から、4 年生になったら新聞を読むようにと教えていただいたので、その日から少しずつ新聞を読み出し、憲法に関心を持つようになりました。

中学校 3 年生の政治経済で日本国憲法を学び、また、教科書の最後に掲載されていた日本国憲法の全文に触れ、さらに関心を深めました。

高校 3 年生の政治経済の授業まで待てず、高校 1 年生から政治経済の参考書、岩波新書や岩波文庫、大学生が読むような憲法や政治思想史の本を独学。大学入試は、政治経済で受験しました。

慶應義塾大学法学部法律学科に入学してからは、田口精一先生の憲法の講義を毎年聴講していました。東京大学には芦部信喜先生の国法学と福田敏一先生の政治思想史の講義をお許し得て聞きに行っていました。

大学を卒業後しばらくして、2003 年の参議院憲法調査会の公述人に選任されましたので、憲法を改正して、日本国憲法の前文に「人間の安全保障」を明記すること、憲法の本文に「国家緊急権」を明記すること、「憲法改正に関する国民投票法」を制定することの 3 点を提言させていただきました。(憲法改正の国民投票法が制定され、また、国家緊急権の明文化が議論されるようになり、感無量です。)

本年度からは、公益社団法人経済同友会の「憲法問題委員会 (委員長、八木帝人会長)」が 8 年ぶりに再開されますので、委員の一人として参加させていただき、憲法の本格的な勉強を再開させていただこうと考えております。

Q：林さんは結構、熱心なのですね。学習塾、予備校、私立学校の経営幹部の先生方にお伝えすることはありますか。

A：先生方の授業の中で、憲法が取り上げられることが多いと思います。ぜひ、憲法についての本格的な勉強をしたうえでご指導いただきたく、希望いたします。

Q：最後に一言どうぞ。

A：今月も、お読みになればお役に立つ本を紹介させていただきます。

(1)1冊目は、トーマス・セドラチェク著「善と悪の経済学」東洋経済新報社 2015年6月11日刊です。読み始めると、手から離れなくなるほど読み応えのある経済の教科書です。同じくお勧めなのは、ヨーゼフ・シュンペーター著「資本主義・社会主義・民主主義」日経 PB クラシックス 2016年7月19日刊です。

(2)2冊目は、芦部信喜著「憲法」岩波書店刊です。詳細な、佐藤幸治著「日本国憲法論」成文堂刊とともに日本国憲法の代表的教科書と考えます。

(3)3冊目は、平野仁彦他著「法哲学」有斐閣アルマ、有斐閣刊です。法哲学は、憲法を考えるうえで欠かせません。さらにお勧めなのが、小林直樹著「憲法の構成原理」東京大学出版会刊とジョン・ロールズ著「正義論」紀伊國屋書店刊です。どちらも本格的な憲法哲学の教科書です。ご参考まで。

— 2017年5月7日（日）林明夫記 —